

衛生推進者・安全衛生推進者養成講習会受講の皆様へ

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
横浜北支部

講習修了証記載事項の「本籍地」廃止について

日頃より当協会にて労働安全衛生法に基づく講習受講いただき誠にありがとうございます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 基発 0310 第 1 号が平成 29 年 3 月 10 日付けで発令されました。

従来、労働安全衛生法に基づき衛生推進者・安全衛生推進者養成講習受講の申込書や帳簿等には本籍地（都道府県名）の記載が義務づけられておりましたが、本籍地確認のための住民票等の公的書類の準備等、申請者の負担を軽減するため、画一的に本籍地の記載を求めることは不要とすることとし、講習受講申請書等から本籍地欄を削除する等、所要の改正がなされることとなりました。

昨年よりこれまで本籍地記載の公的書類をご準備いただく等、ご協力をいただいておりますが、この法改正に伴い平成 29 年 4 月 1 日以降、公的書類による「本籍地（都道府県名のみ）」の確認を廃止させていただきます。

なお、平成 29 年 4 月 1 日以降の講習修了証に記載する「氏名・生年月日」の確認につきましては、受講日当日に自動車運転免許証あるいはその他の証明書等（下記例示）をご提示いただき、ご本人確認をさせていただきます。

記

1. 本人確認可能な証明書等

- ①国の法律に定められた免許証（自動車運転免許証、衛生管理者免許証等）
- ②住民基本台帳（住基カード）、マイナンバーカード、住民票、戸籍抄本（謄本）
- ③健康保険被保険者証（健康保険証）
- ④パスポート（旅券）
- ⑤学生証、卒業証明書
- ⑥外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書
- ⑦平成 28 年 2 月 1 日以降に交付された当協会発行技能講習修了証
- ⑧ 〃 再交付技能講習修了証

2. 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日より

3. 個人情報保護について

ご提示いただきました個人情報は、技能講習修了証発行業務にのみ利用させていただきます。

以上